

スポーツ施設条例使用料

1 営利を目的としない場合

(1) 入場料を徴収しない場合

(単位：円)

名称	種別	区分		単位	使用料	摘要
一関水泳プール	プール	個人	就学前	1 人	無料	
			高校生以下	1 回	100	
			一般		200	
		団体	高校生以下 15人以上		70	
			一般15人以上		140	
	会議室			1 時	300	
	会議室冷暖房設備			間	60	
花泉水泳プール	プール	個人	就学前	1 人	無料	
			高校生以下	1 回	100	
			一般		200	
		団体	高校生以下 15人以上		70	
			一般15人以上		140	
東山B&G海洋センター	プール	個人	就学前	1 人	無料	
			高校生以下	1 回	100	
			一般		200	
		団体	高校生以下 15人以上		70	
			一般15人以上		140	

藤沢B&G海 洋センター	温水プール	個人 (クラ ブ員を 除く。)	就学前	1 人	無料	
			中学生及び 小学生	1 回	360	
			高校生		480	
			一般		600	
		個人回 数利用 (クラ ブ員を 除く。)	就学前	6 回	無料	
			中学生及び 小学生		1,800	
			高校生		2,400	
			一般		3,000	
		会員 (クラ ブ員を 除く。)	就学前	1 人	無料	
			中学生及び 小学生	1 回	210	
			高校生		280	
			一般		360	
		会員回 数利用 (クラ ブ員を 除く。)	就学前	6 回	無料	
			中学生及び 小学生		1,050	
			高校生		1,400	
			一般		1,800	
		団体 (クラ ブ員を 除く15 人以上 の場 合)	就学前	1 人	無料	
			中学生及び 小学生	1 回	250	
			高校生		330	
			一般		420	

	トレーニング室	個人	高校生以下	1 回	100
			一般		200
		個人回数利用	高校生以下	6 回	500
			一般		1, 000
		会員及びクラブ員	高校生以下	1 回	60
			一般		120
		会員及びクラブ員回数利用	高校生以下	6 回	300
			一般		600

一関運動公園野球場	グラウンド	高校生以下		1 時 間	600
		一般			1, 200
	放送設備			1 試 合	500
	スコアボード				500
	ミーティング グループ			1 時 間	200
	夜間照明設備			1 時 間	3, 500
	本部室（単 独利用の場 合）				500
	ミーティ ング グループ等 冷暖房設備	ミーティング グループ			40
		本部室（単 独利用の 場合）			100

東台野球場	グラウンド	高校生以下		1 時 間	400
		一般			800

	夜間照明設備			2,500	
花泉運動公園野球場	グラウンド	高校生以下		1 時	500
		一般		間	1,000
	放送設備			1 試	500
	スコアボード			合	500
	夜間照明設備			1 時間	3,500
大東野球場	グラウンド	高校生以下		1 時	200
		一般		間	400
	放送設備			1 試	500
	スコアボード			合	500
	夜間照明設備			1 時間	3,500
伊勢館公園野球場	グラウンド	専用	高校生以下	1 時	200
			一般	間	400
千厩野球場	グラウンド	高校生以下		1 時	200
		一般		間	400
	放送設備			1 試	500
	スコアボード			合	500
	夜間照明設備			1 時間	2,000
	サブ球場	高校生以下			100
		一般			200

東山球場	グラウンド	高校生以下	1 時 間	500	
		一般		1, 000	
	放送設備		1 試 合	500	
	スコアボード			500	
室根野球場	グラウンド	高校生以下	1 時 間	200	
		一般		400	
	放送設備		1 試 合	500	
	スコアボード			500	
	夜間照明設備		1 時 間	2, 500	
一関運動公園テニスコート、花泉運動公園テニスコート	コート	高校生以下	1 面	100	
		一般	1 時 間	200	
	夜間照明設備			250	
	放送設備		1 回	200	
花泉テニスコート、室根テニスコート（屋外）、川崎テニスコート	コート	高校生以下	1 面	100	
		一般	1 時 間	200	
	夜間照明設備			250	
千厩多目的グラウンドテニスコート	コート	高校生以下	1 面	100	
		一般	1 時 間	200	

清田テニス コート、東山 テニスコー ト	コート	高校生以下		1 面	100	
		一般		1 時	200	
	夜間照明設 備			間	200	
	放送設備	清田テニスコート		1 回	200	
	移動式放送 設備	東山テニスコート				
藤沢テニス コート	コート	高校生以下		1 面	100	
		一般		1 時	200	
	夜間照明設 備			間	200	
春日公園テ ニスコート	コート			1 面	100	
	夜間照明設 備			1 時 間	250	
伊勢館公園 テニスコー ト	コート			1 面	100	
	夜間照明設 備			1 時 間	150	
室根テニス コート（屋 内）	コート	高校生以下		1 面	200	
		一般		1 時	400	
	照明設備			間	300	
一関運動公 園陸上競技 場	グラウンド	専用	高校生以下	1 時	1, 200	
			一般	間	2, 400	
		個人	高校生以下	1 人	100	
			一般	1 回	200	
		個人年 間利用	高校生以下	1 年	2, 000	
			一般		4, 000	
		団体 (15人 以上)	高校生以下	1 人	70	
			一般		140	

放送設備		1 日	1,000	
全自動電気 計時装置			2,000	
会議室		1 時	300	
会議室冷暖 房設備		間	60	
備品	バトン	本	30	1 陸上競技場 用備品の使用 料の合計額が 1 万円を超え る場合は、1 万円を限度と する。 2 高校生以下 が利用する場 合は、使用料 の額の 2 分の 1 に相当する 額を徴収し、 使用料の合計 額が5,000円 を超える場合 は、5,000円を 限度とする。
	ピストル	丁	30	
	抽選器	組	30	
	ストップウォッチ、 円盤、砲丸、ハンマ ー	個	50	
	ヤリ、合成樹脂製巻 尺	本	50	
	競歩警告用円板、フ ィールド競技者用距 離表示マーク、ペグ (ヤリ、円盤、ハン マー)、ペグ(砲丸)、 踏切板標識	式	50	
	スターター台	組	50	
	選手用長椅子	台	50	
	鋼鉄製巻尺(30m、 50m、100m)、棒高跳 用ポール	本	100	

	リボンロット（30m、50m、100m）、スターティングブロック、周回表示器、走幅跳・三段跳用距離標識、走幅跳・三段跳用踏切板	台	100
	オープンラップコーナー用旗、3000m障害	式	100
	走高跳用高度計、棒高跳用高度計	本	150
	温度計、湿度計、ハンドマイク	個	150
	レーンナンバー標識	組	150
	風向風速計、風力速報表示器	台	200
	トラック競技速報表示器	台	300
	フィールド成績表示器、走幅跳・三段跳距離測定器	台	300
	投てき距離標識	式	300
	テント	張	300
	走高跳用支柱、マット、バー	式	400
	ハードル（コース分）	式	500
	スターター用拡声器	式	600

		棒高跳用支柱、マット、バー、バー上器		式	700	
		投てき光波距離測定装置		式	1,000	
一関運動公園多目的広場	グラウンド	専用	高校生以下	1時間	100	
			一般		200	
前堀多目的グラウンド	グラウンド	専用	高校生以下	1時間	100	
			一般		200	
花泉運動公園多目的競技場	グラウンド	専用	高校生以下	1時間	100	
			一般		200	
	放送設備			1日	500	
大東グラウンド	グラウンド	専用	高校生以下	1時間	100	
			一般		200	
	夜間照明設備				500	
春日グラウンド	グラウンド	専用	高校生以下	1時間	100	
			一般		200	
千厩多目的グラウンド運動広場	ゲートボール場	高校生以下		1時間	100	
		一般			200	
	グラウンドゴルフ場				無料	
	放送設備			1回	200	
東山多目的グラウンド	グラウンド	専用	高校生以下	1面 1時間	100	
			一般		200	
	夜間照明設備			1面 1時間	1,000	

	移動式放送設備			1 回	200		
室根多目的グラウンド	グラウンド	高校生以下		1 時間	100		
		一般			200		
川崎運動広場	グラウンド	専用	高校生以下	1 時間	200	専用利用において、2 分の 1 以下を利用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の 2 分の 1 に相当する額とする。	
			一般		400		
		個人	高校生以下	1 人	50		
			一般	1 回	100		
	夜間照明設備			1 時間	2,500		
	放送設備			1 回	200		
藤沢運動広場	グラウンド	専用	高校生以下	1 区域 1 時間	100		
			一般		200		
	夜間照明設備				350		
一関サッカー・ラグビー場	グラウンド	専用	高校生以下	1 時間	1,000	2 分の 1 以下を利用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の 2 分の 1 に相当する額とする。	
			一般		2,000		
	夜間照明設備	全面点灯			2,000		半減点灯とする場合は、この表により算定した額の 2 分の 1 に
		半面点灯			1,000		

						相当する額とする。
	放送設備			1 日	500	
萩荘サッカー場	グラウンド	高校生以下		1 時間	100	
		一般			200	
	夜間照明設備				1, 000	
千厩多目的グラウンドサッカー場	グラウンド	専用	高校生以下	1 時間	100	
			一般		200	
一関運動公園ソフトボール場	グラウンド	高校生以下		1 時間	250	
		一般			500	
	放送設備			1 回	200	
千厩多目的グラウンドソフトボール場	グラウンド	専用	高校生以下	1 時間	100	
			一般		200	
一関市総合体育館	メインアリーナ	専用	高校生以下	1 時間	1, 500	専用利用において、3 分の 2、2 分の 1、3 分の 1 及び 6 分の 1 を利用する場合の使用料の額は、この表により算定した額のそれぞれ 3 分の 2、2 分の 1、3 分の 1 及び 6
			一般		3, 000	
		個人	高校生以下	1 人 1 回	100	
			一般		200	

					分の1に相当する額とする。
サブアリーナ	専用	高校生以下	1時間	500	専用利用において、2分の1を利用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2分の1に相当する額とする。
		一般		1,000	
	個人	高校生以下	1人	100	
		一般	1回	200	
トレーニング室	個人	高校生以下	1回	100	
		一般		300	
	個人回数利用	高校生以下	6回	500	
		一般		1,500	
会議室1			1時間	300	
会議室2				200	
会議室3				300	
大会本部室				300	
選手控室1				200	
選手控室2				200	
選手控室3				200	
控室1				100	
控室2				100	
会議室等冷暖房設備	会議室1、会議室3、大会本部室		60		
	会議室2、選手控室1、選手控室2、選手控室3		40		

		控室 1、控室 2			20	
	メインアリーナ放送設備			1 日	1, 000	
	移動式放送設備				100	
	舞台照明設備			1 回	1, 600	
	電光得点表示板			1 日 1 組	300	
	メインアリーナ冷暖房設備			1 時 間	3, 000	
	サブアリーナ冷暖房設備				1, 000	
東口体育館	アリーナ	専用	高校生以下	1 時 間	900	専用利用において、2 分の 1 を利用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の 2 分の 1 に相当する額とする。
			一般		1, 800	
		個人	高校生以下	1 人 1 回	100	
			一般		200	
	ミーティングルーム	1 室		1 時 間	300	
	ミーティングルーム冷暖房設備				60	

	アリーナ暖房設備				2,000	
花泉体育館	アリーナ	専用	高校生以下	1 時間	500	専用利用において、2 分の 1 を利用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の 2 分の 1 に相当する額とする。
			一般		1,000	
		個人	高校生以下	1 人 1 回	100	
			一般		200	
	会議室	1 室	1 時間	400		
	会議室冷暖房設備			80		
	アリーナ暖房設備	ブライトヒーター	1 時間	400		
花泉第二体育館	アリーナ	専用	高校生以下	1 時間	100	専用利用において、2 分の 1 を利用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の 2 分の 1 に相当する額とする。
			一般		200	
		個人	高校生以下	1 人 1 回	100	
			一般		200	
大東体育館	アリーナ	専用	高校生以下	1 時間	500	専用利用において、2 分の 1 を利用する場合の使用料の額は、この表により算
			一般		1,000	
		個人	高校生以下	1 人 1 回	100	
			一般		200	

						定した額の2分の1に相当する額とする。
	会議室			1時間	600	
	会議室冷暖房設備				120	
	放送設備			1回	200	
	アリーナ暖房設備	ブライトヒーター		1時間	400	
大東バレーボール記念館	アリーナ	専用	高校生以下	1時間	500	専用利用において、2分の1を利用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2分の1に相当する額とする。
			一般		1,000	
		個人	高校生以下	1人	100	
			一般	1回	200	
大東勤労者体育センター	アリーナ	専用	高校生以下	1時間	400	専用利用において、2分の1を利用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2分の1に相当する額とする。
			一般		800	
		個人	高校生以下	1人	100	
			一般	1回	200	
千厩体育館	アリーナ	専用	高校生以下	1時間	500	専用利用において、2分の1を利用する場合の
			一般		1,000	
		個人	高校生以下	1人	100	

			一般	1 回	200	使用料の額は、 この表により算 定した額の2分 の1に相当する 額とする。	
	放送設備			1 回	200		
	アリーナ暖 房設備	ブライトヒーター		1 時	400		
		ジェットヒーター		間	400		
東山総合体 育館	アリーナ	専用	高校生以下	1 時	900	専用利用におい て2分の1、4 分の1を利用す る場合の使用料 の額は、この表 により算定した 額のそれぞれ2 分の1、4分の 1に相当する額 とする。	
			一般	間	1,800		
		個人	高校生以下	1 人	100		
			一般	1 回	200		
	トレーニング 室	個人	高校生以下	1 回	100		
			一般		200		
		個人回 数利用	高校生以下	6 回	500		
			一般		1,000		
	研修室			1 時 間	500		
	会議室				500		
	研修室等冷 暖房設備	研修室、会議室			100		
	アリーナ冷 房設備				1,700		
	アリーナ暖 房設備	ボイラー			2,000		
		ブライトヒーター			400		
	放送設備			1 回	200		

	移動式放送設備				100		
	プロジェクター				2,000		
	スクリーン				200		
東山農村勤労福祉センター	アリーナ	専用	高校生以下	1 時間	400		
			一般		800		
		個人	高校生以下	1 人	100		
			一般	1 回	200		
	小会議室			1 時間	200		
	ミーティングルーム				200		
	会議室				400		
	調理室				200		
	会議室等冷暖房設備	小会議室、ミーティングルーム、調理室			40		
		会議室			80		
	アリーナ暖房設備	ブライトヒーター			400		
	室根体育館	アリーナ	専用		高校生以下		1 時間
一般				1,000			
個人			高校生以下	1 人	100		
			一般	1 回	200		
卓球室		専用	高校生以下	1 時間	200		
			一般		400		

	アリーナ暖房設備	ブライトヒーター		1 時間	400		
		ジェットヒーター			400		
	放送設備			1 回	200		
	移動式放送設備				100		
	研修室			1 時間	500		
	会議室				200		
	研修室等冷暖房設備	研修室			100		
		会議室			40		
川崎体育センター	アリーナ	専用	高校生以下	1 時間	400	専用利用において、2 分の 1 を利用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の 2 分の 1 に相当する額とする。	
			一般		800		
		個人	高校生以下	1 人	100		
			一般	1 回	200		
	ミーティング室			1 時間	300		
	ミーティング室冷暖房設備				60		
	放送設備			1 回	200		
	アリーナ暖房設備			1 時間	2, 500		
藤沢体育館	アリーナ	専用	高校生以下	1 時間	500		
			一般		1, 000		
	個人	高校生以下	1 人	100			

			一般	1 回	200		
	放送設備			1 回	200		
藤沢スポーツプラザ	室内運動場	専用	高校生以下	1 時	400		
			一般	間	800		
		個人	高校生以下	1 人	100		
			一般	1 回	200		
	ミーティンググループ			1 時間	400		
	多目的ホール				500		
	ミーティンググループ等 冷暖房設備	ミーティンググループ			80		
		多目的ホール			100		
	上記の区分にかかわらず、合宿研修等のため、1 夜を通して使用する許可を得た場合（全館使用に限る。）				1 夜 （午後10時から午前8時30分まで）		7,600
	一関武道館	柔道場	専用	高校生以下	1 時		200
一般				間	400		
個人			高校生以下	1 人	50		
			一般	1 回	100		
剣道場		専用	高校生以下	1 時	200		

		個人	一般	間	400	
			高校生以下	1 人	50	
			一般	1 回	100	
	2 階武道場	専用	高校生以下	1 時	100	
			一般	間	200	
		個人	高校生以下	1 人	50	
			一般	1 回	100	
	弓道場	専用	高校生以下	1 時	100	
			一般	間	200	
		個人	高校生以下	1 人	50	
			一般	1 回	100	
	会議室			1 時	800	
	会議室冷暖房設備			間	160	
	移動式放送設備			1 回	100	
千厩武道館	武道場（競技場）	専用	高校生以下	1 時	200	
			一般	間	400	
		個人	高校生以下	1 人	50	
			一般	1 回	100	
	武道場（柔道場）	専用	高校生以下	1 時	200	
			一般	間	400	
		個人	高校生以下	1 人	50	
			一般	1 回	100	
花泉弓道場	弓道場	専用	高校生以下	1 時	100	
			一般	間	200	
		個人	高校生以下	1 人	50	
			一般	1 回	100	

尾花が森キャンプ場、花泉運動公園キャンプ場、飛ヶ森キャンプ場、黄金山キャンプ場				無料		
唐梅館パークゴルフ場	施設利用	高校生以下	1 人	100		
		一般	1 回	200		
	用具利用	高校生以下		50		
		一般		100		
唐梅館総合公園クラブハウス えぽっく	ホール		1 時間	400		
ニコニコドーム	和室		1 時間	300		
	多目的ホール		1 時間	1,000		
	スカッシュルーム	高校生以下	1 時間	130		
		一般		260		
	和室等冷暖房設備	和室		60		
		多目的ホール	200			
	放送設備		1 回	200		

	移動式放送 設備				100	
千厩アイス アリーナ	スケート場	個人	中学生以下	1 人	300	15人以上の団体 で利用する場合 は、1 人当たり 100円減額する。 回数使用料は、 6 回数とし、使 用料の額に 5 を 乗じて得た額に 相当する額とす る。
			高校生	1 回	500	
			一般		600	
			付添入場料		100	
	貸靴				300	
	ロッカー				100	
	スケート場 として利用 しない場合	専用	高校生以下	1 時	400	
			一般	間	800	
		個人	高校生以下	1 人	100	
			一般	1 時 間	200	
すばーく藤 沢	コート	高校生以下		1 面	300	
		一般		1 時 間	600	

備考

- 1 利用時間に 1 時間未満の端数が生じたときは、1 時間として計算する。
- 2 やむを得ない事情により別表第 2 に定める利用時間を超過し、又は繰り上げて利用する場合の使用料の額は、その超える時間 1 時間につきこの表に掲げる額の 5 割に相当する額を加算した額とする。

3 この表に掲げる以外の附属設備及び備品等を利用する者は、規則で定める使用料（指定管理者が管理するスポーツ施設にあっては、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める利用料金）を合わせて納付しなければならない。

4 使用料を算出して得た額に、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(2) 入場料を徴収する場合 入場料を徴収しない場合に定める使用料の額の2倍に相当する額。ただし、附属設備及び備品等の使用料は、入場料を徴収しない場合に定める使用料の額とする。

2 営利を目的とする場合

区分	使用料
物品販売及び興行を目的とする場合	入場料を徴収しない場合に定める使用料の額の10倍に相当する額
その他の営利を目的とする場合	入場料を徴収しない場合に定める使用料の額の5倍に相当する額

備考 附属設備及び備品等の使用料は、入場料を徴収しない場合に定める使用料の額とする。

3 その他の場所

区分	使用料
営利を目的としない場合の表に掲げる以外のスポーツ施設の場所を利用する場合	規則で定める額（指定管理者が管理するスポーツ施設にあっては、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額）

4 特別使用料

(単位：円)

区分			入会金	年会費	月会費
藤沢B&G 海洋センター	会員	個人会員 (小学校4年生以上の者)	2,000	3,300	
		ファミリー会員 (成年である代表者1人と	成年である代表者 2,000 親族1人に	成年である代表者 3,300 親族1人に	

		その親族の者 で、3歳以上の もの)	つき 1,000	つき 660	
		法人会員	20,000	49,500	
	クラブ 員	少年スイミン グクラブ (小学校1年 生以上中学校 3年生までの 者)	2,000	3,300	3,200
		レディースス イミングクラ ブ	2,000	3,300	おおむね1月に4回 使用する場合 4,200
		シニアスイミ ングクラブ			おおむね1月に2回 使用する場合
		シルバースイ ミングクラブ			2,100 おおむね1月に1回
		その他のスイ ミングクラブ			使用する場合 1,050

備考

- 1 特別使用料は、規則で定める会員及びクラブ員に適用する。
- 2 年会費は、入会又は更新の日の属する月から当該会計年度の終了する月まで月割りをもって算定した額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。